

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第7回全体会 議事録

日時：平成23年10月6日（木）14：00～16：20

場所：新潟市役所本館3階対策室

○障がい福祉課課長補佐 皆さんお待たせしました。ただいまから新潟市障がい者地域自立支援協議会第7回全体会を開催致します。私、司会役を務めさせていただきます、障がい福祉課課長補佐の戸松と申します。宜しくお願い致します。

それでは最初に開会に当たりまして、新潟市福祉部長阿部よりご挨拶申し上げます。

○福祉部長 どうも皆さんごめんください。阿部でございます。今日は第7回の協議会ということで、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本来であればこの会議3月に予定させていただいておりました。しかし、ご存知の通り東日本の大震災ということで、役所も向こうへの応援派遣あるいは市内に避難して来られた方々に避難所の対応等色々業務に取り組みまして、3月に難しいという状況でございました。それで今日7回ということで開催させていただくことになっております。

この会議も20年3月にスタート致しましたが、そのあと区ごとの色々個別の地域ごとの課題も必要なんじゃないかということで、昨年、区ごとの協議会もスタートさせていただきました。そういうふうな区での協議会で個別の事例などを検討する中で、皆さん情報を共有して区ごとの課題あるいはこれからどういうことをしていったらいいかというような提案そういうものについて協議していただいている所です。これからまた新しいネットワークの構築とかそういったものに向けての区の協議会、色々伸びていただきたいと思います。

今日はそういうふうな色々お話していただいた中から報告ということで色々お請けするということになっております。昨年、一昨年9月にこども部会というものが新設されましたけども、障がい児のライフステージに応じた課題についての今日は経過報告。それから昨年5月には権利擁護部会が設立されましたけども、その障がい者の成年後見制度に関する課題、随分長いこと色々協議いただきました。その報告などもいただくことになっております。この他ワーキンググループからも重症心身障がい児（者）ワーキング、それから支給決定基準検討ワーキング皆さんから色々お時間をかけて色々お話し合いいただきましたが、その報告もいただくことになっております。その報告をお聞きになってまた皆様方からご意見いただければと思っております。

今日は本当にお忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。宜しく申し上げます。

○障がい福祉課課長補佐 それでは山賀会長議事進行宜しくお願い致します。

○山賀会長 改めまして会長を務めさせていただいております、ポプラの家山賀と申します。どうぞ宜しくお願いします。それでは非常に沢山の資料がありますが、皆さんご協力いただいて円滑に進めることが出来るようお願い致します。

それでは早速ですが、議事に入ります。議事（１）各区障がい者地域自立支援協議会の報告に入りたいと思います。各区障がい者地域自立支援協議会で議論しております、処遇困難事例等の対応についてご報告をお願いしたいと思います。北区から順番にご報告をお願いしたいと思いますので、まず北区宜しくお願いします。

○北区役所健康福祉課障がい福祉係長 はい。それでは北区自立支援協議会の報告をさせていただきます。

お手元の資料に基づきまして若干補足をさせていただきながら説明をさせていただきたいと思います。北区の自立支援協議会においては、今年度になりましてから北区からの特別支援学校等への通学方法の調査というのを行いました。北区から児童生徒さん方がどのような手段で通学をしているのかという事で、全11校、支援学校を含めて、調査をさせていただいた回答が、別紙1というところに記載がございます。この資料から、私どもで、スクールバスで今お通いの主に中学校のお子さんが高校に進学をする時に、その通学方法について中々上手くいかない事がありえるのではなかろうかと、そういう意味では予め通学の練習、寄宿舎等の検討を加えていく必要があろうということで、数字としては23名ということであまり大きくなかったものですが、必要であらうということで調査の報告をしたいと思います。

それと、後段の部分ですが、北区の自立支援協議会でケースを二つほど上げさせていただいております。一点目は無断外出への対策ということで、ペーパーにありませんが補足をさせていただければ、この対象の方は特別支援学校に通う小学校の男の子でございます。知的障がいをお持ちの児童さんでございます。本児とお父さんとお兄さんと3人世帯ということで、本児の学年が進むに従いまして行動範囲も広がってきて、お父さんに無断で外出をして自宅に戻れなくなるというような事例が多々見受けられるようになったということでございます。その度にお父さんは警察に連絡をしたり、あるいは職員等とその本児を探したりしているというところで、お父さんも夜間勤務ということがありますので、お父さんに対する負担も大きくなっているということでございます。検討事項としましては本児を一人にしないような対策、外出の介護とか放課後支援・短期入所等の利用を計ってお父さんの負担を軽減すべきであらうと。あとは搜索の手段としましてはGPS携帯の使用を訓練していくというようなことで、解決を計っていきたいということでございます。

ケースの二番目でございますが、問題行動や夜間トラブル防止の為の巡視訪問と。このケースに関しては23歳の男性でございます。本対象者とお母さんのお二人世帯ということで、この対象者は10代の頃よりアルコールに対してちょっと依存的なところが見受け

られて、母子ということですので中々そのお母さんとも上手くいかないようなこともあって、ご本人は拘り等もあって家族お母さんとの揉め事もあると。その度にけっこう大きな声で揉め事を起こしているということでした。それで現在の支援は、コールセンターらいとはうすさんで夜の9時半ぐらいから10時過ぎぐらいまで巡視とか見守りとかをしていただいております。これを当面は継続をしていくというような検討になってございます。

今ケース1・ケース2から北区では地域の課題と致しまして、地域に見守りや捜索等の体制作りが必要ではなかろうかと。その体制というのは傾聴見守りサービス、主に夜間でも訪問して居宅介護ではないんだけど声掛け、話を聞いたりするような支援、そんなものが必要であろうと。二点目でございますがボランティアの育成や地域の理解を深める。これも必要であろうと。夜間や休日・祝日等を過ごす場所の検討。こういったスペースといますか場所があれば本当に助かるお方も多々いらっしゃるということでございます。これももしかしたら各区共通かも知れませんが、お年寄りに関しても言える事ではありますが、ふっと居なくなってしまうというような時に捜索ネットワークなんていうのがあれば、本当に保護者の方だけで右往左往するのではなくて、もうちょっと捜索の輪が広がればというようなシステムネットワーク作りなんかが出来れば好ましいのではなかろうかと、このようなことが北区の自立支援協議会の中で検討されてございます。以上でございます。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。只今の報告についてご質問ご意見がありましたら、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

またもしあれば最後に全部の区を通じてご発言いただけるように声を掛けさせていただきますので、また宜しくお願いします。続いて東区をお願いします。

○東区役所健康福祉課障がい福祉係長 はい。それでは東区です。

今の北区の次になりまして、東区の報告ということで出ています。精神病院の現状についてという一枚紙がありますけども、東区では、この中身の説明よりもどうしてこういうケースを出したかということの説明したいと思います。東区の自立支援協議会においては、構成の委員十人とあとは行政、もう一人委員長がおりまして、それが年4回協議会を開くということで二人と三人に分けて、チームを作ってそれぞれのそのケースをチーム毎に出していただくというケースで、自立支援協議会を運営しているという格好で、個別のケース発表に関してのケース検討ということに偏ると上手くないので、そういうことが中心にならないように、その自分達の職場の現状とかそういうものを出していただくというふうなことで、協議会をやっています。

その中でということではちょうどその精神科病院のということが出てます。その事例がここにあります。この高齢の女性というのが68歳の女性で精神科病院に入院中という格好です。ケースとして読んでもらえればということなんですけども、特に障がい、精神的な

ものがパニック的なものが時々起こるぐらいで、在宅でも十分生活ができるという人なんですけども、居住地、入院したことによって、アパートを解約しているということで居住地がないということなんで、誰も面倒見てくれる人がいないということで、病院のソーシャルワーカーの方が対応しているという事の状況です。このケースに関しては、他に外で関われる人、ケースワーカー以外の人に関われるようであれば、すぐ在宅に行って一時的なパニックの時に入院出来るような状態を整えれば出られるのかなとは思いますが、中々そういうことに他のソーシャルワーカー以外が手を出すというか支援出来る状態にならないということで、まだまだ入院が続いているという状況です。以上です。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。東区の報告についてご質問ご意見ございますでしょうか。はい。お願いします。少しお待ち下さい。マイクを回します。

○山田代理 申し訳ございません。報告の中で本人が望まないこともあるが、医療の枠から出られない医療付きの施設ならば入居したいという報告があがってるんですけども、本当にもうその本人は、街中で生活していくってことを諦めてしまっているところがあるのでしょうか。ちょっと補足して説明をいただきたいですけども。

○東区健康福祉課障がい福祉係長 はい。本人の状態の一番最後のところなんですけども、先程言っていた医療付きの施設ならば入居したいと考えているということで、やはり本人としてパニックになった時にすぐ入院出来るという格好がないと精神的にも不安であるという状態なものですので、その部分が解決すれば多分在宅もいいと思うんですけども、その一点がクリア出来ないかぎりには精神的なものとして、本人はここが終の棲家といいますか、病院に帰るみたいな格好の言い方をしているということで家が病院になってしまっているような状態です。

○山田代理 了解しました。ありがとうございます。

○山賀会長 はい。他にございますでしょうか。はい、ないようですので、続きまして中央区お願いします。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長 はい。中央区の報告をさせていただきます。

中央区2ページに渡りまして1から4番まで自立支援協議会で協議致しました。それで1と3に付きましてはこれ自立支援協議会で方向性が定まったものですので、後ほど見ていただくという形で。

ポイント絞りましたまず2番なんですけど、中央区の自立支援協議会、自立支援協議会の

前に毎月第1水曜日4時から福祉関係者誰でも来て色々なケース困ったことがあったら皆さん相談してくださいという形で、そういう場を設けています。その中で更生保護施設の職員から出てきた案件が2番でありまして、更生保護施設、犯罪を犯した手帳所持者の地域移行こちらが上手くいかないんでどうしたらいいかというような案件が出てきました。皆さんでこう協議したんですけども、地域生活支援センターという、そういう更生保護施設社会復帰をメインとする施設が今年度出来るというふうには聞いておりますが、それが出来るまではどうしたらいいんだろう。また、それが出来てから福祉関係者としてどういう関わりをしたらいいんだろうと、というような形で協議しましたけども、ただやらないきゃいけないのは分かっているけども誰がどのようにっていう形で具体的にになると中々出てきませんで、こちらの方が方向性が定まっていない議論になっております。これはまた後ほどやっていかなきゃいけないのかな、またこういう全体会でもやっていかなきゃいけないのかなっていう形で協議が未了になっております。

それから4番なんですけども、中央区街中なんですけども、実は社会資源の関係で障がい者の夜間の支援が非常に乏しいんじゃないかというような形で、これ6・7・8と3ヶ月掛けて協議致しました。その協議内容について次ページ以降からなんですけども、中央区の自立支援協議会の川本会長から報告させていただきたいと思えます。

○中央区障がい者地域自立支援協議会会長 川本でございます。よろしくお願ひ致します。

中央区の自立支援協議会で上がりました議題ということで、中央区における短期入所についてということで、資料に沿って説明させていただきたいと思えます。短期入所というのは元々その介護者の事情であったり、ご本人の心身の不調時っていうことで、一時的に施設での見守りや支援が必要な場合に利用するというサービスになりますが、現状短期入所に対応してくださっている施設としてそちらのページに書いてある一覧のところは今対応してくださっております。この中で現状ということで見えてきたものが各施設ともそのロングショートと言われる長期のショートステイの固定の利用の方がおられて、中々その新規の利用であったり緊急利用に対応することが難しいっていう現状と、あるいはその障がい児の、幼児であったり児童であったりというところを見る施設がないということが現状として上がっております。今後こういった方々にどのように対応をしていったらいいかというところで中央区として検討をしているものが以下の通りになります。検討案としまして本当のショートも含めた障がいの方の夜間の対応っていう部分をもう一度検討をしなければいけないのではないかということで、1番福祉サービスの多様化ということで、対処の方策として9つを提案させていただいております。

2つ目短期入所の明確化ということで、本当に先程もありましたようにロングショートという形で長期利用されている方っていうところをもう一度そのショートの実態を確認しながら、必要に応じて市であったり施設であったり相談支援事業者であったりというところが、検討していきながら利用の必要性・明確性その辺を明確にしていった方がいいんで

はないかというところですが、今後の方針としまして、まず中央区としてこのような形で現状を提案させていただいた上で、本当に出来るところから出来るところが着手していくというところで、障がい者の方、ご家族に安心を提示していきましようということと、あと他の区と協調するところとか、あるいはこのような形で全体会で報告させていただいた上で今後継続して検討していきたいと考えております。以上です。

○山賀会長 はい、だいぶ具体的な提案も含めた資料が示されていますけれども、このことについて皆さんからご質問ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。はい。続きまして江南区をお願いします。

○江南区健康福祉課障がい福祉係長 はい。江南区の報告をさせていただきます。

まず当日、一つ目はケース検討というものと二つ目は情報提供ということで開いております。

まず一つ目のケース検討ですけれども、土地勘のない地で一人暮らしを開始した方の事例ということで上がっております。元々、区社協さんにお金を借りたいという相談がありまして、それが発端で関わりを持ったわけなんですけれども、そんなこともあって転入者に対してどう対応していけば良いのかという意味も込めてケース検討に出したという事もあります。この方はどういう方かということと30代の男性で精神障がい者。虚言被害妄想も少し見られるということです。元々新潟市の方ではなくて他市から今年の冬転入してまいりまして現在一人暮らし。生活用具もあまりないというような状況です。三人兄弟で、一番上のお兄さんが借金を抱えたということでその返済を二番目のお兄さんとご本人が肩代わりすることになったということで、その頃からちょっと病状が出てきたということです。ただご本人とお話する中では、県外で一般就労の経験もありますし、受け答えも中々はつきり出来ているということでパッと見た感じ普通に出来るような感じだということなんですけれども、会って気にはなるんですけども現在ほっとしているというような事です。下段の自立支援協議会でどのような話が出たかといいますけれども結論にはちょっと至らなかったんですけども、色々話を聞くなかで会う度に太っていたり布団が敷きっ放しだというようなことで家計の遣り繰りが出来ないのかな、家事が出来てないというようなことでヘルパーを付けるというようなことがいいのではないかと。あと人間関係でちょっと仕事を辞めたというような話もありまして、出来れば人と地域との関わりが持てればいいのかというような意見も出ております。ケースについては以上です。

次の二番目の情報提供ということで、江南区内の施設、新潟ふれあいプラザに不審者が現れ自動ドアのガラス窓が割られたり、網戸がはずされたりなどの器物破損、また管理人さんを殴る蹴るなどの暴行があったというようなことが報告、情報提供ということであります。あとは当日ではないんですけども、4月に江南区内の障がい者施設を見学会というものを開いております。この時は横越地区と両川地区の施設について見学しております。

普段、たまに行ったりはするんですけども、中々施設の方からの説明を聞いたりする機会もなく、良い機会だったと。良い見学会だったというようなお話をいただいております。また別の地区地域の施設見学会も今後開いていきたいと考えております。以上です。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。江南区についてご質問ご意見ありましたらお願いします。はい。

○田中委員 西区のもぐら工房の田中と申しますが、ちょっとお伺いしますけれども、この情報提供の中でこの不審者の方、管理人さんまで殴っておられるようなんですけども、何といいますかね、面が割れているっていうかどこのどういう方というのは分かるわけですかね。

○江南区健康福祉課障がい福祉係長 はい。何度かもう既に施設には来られていまして、いずれ何かやるんじゃないかというようなことは施設では考えてられて、事前にお父さんとかにも連絡されていた事ということもあって、実際この事件が起きた時には警察なりお父さんには連絡されていると。強制入院させられたとかって言ってました。今現在退院されたかどうかちょっと分からないんですけど、そんなようなお話もありました。

○田中委員 はい。すいませんでした。

○山賀会長 他にいかがでしょうか。はい。ないようですので続きまして秋葉区お願いします。

○秋葉区役所健康福祉課障がい福祉係長 はい、秋葉区の森田でございます。よろしく申し上げます。

秋葉区の第1回の協議会で継続審議と致しましたグループホームの課題について区内の関係者の皆さんで、ワーキンググループを組みまして意見交換をしたことを報告したいと思います。リーダーにおきましては今日出席の上杉委員のリーダーで行います。大きく送迎それから介護、余暇っていうことで意見交換を致しました。送迎に付きましては秋葉区内の施設においては、非常に交通の便が悪いというところで、是非施設内で配慮が必要だなと。実際公共交通機関、区のバスこういったものを利用することはまったく出来ないわけでありまして、実際に現状の施設の送迎マップを作成致しましたら、重複路線やら往復路線などがあるということでございます。より効果的な送迎方法はないものかということになりまして、巡回バスやらニーズに合わせた送迎を組み合わせるということが必要であるということですのでそれぞれの施設で調整が必要であるということでもあります。あと、ハード面の事なんですけど、通所サービスの利用促進事業費という補助金がございますが、対応

につきましては運転手の人件費や、車の補修などの経費を年間上限300万円で補助するという内容でありますけれども、平成23年度の末に制度がこの無くなると聞いておりますが、例年継続されるという事も聞いております。

続いて介護の件でございます。24時間対応のグループホームがないということで、現状としましてグループホームは、自立に向けた訓練というより施設に入所するには障害程度区分が足りず、また在宅生活も困難な人が生活の場として利用する希望、そういった希望があります。また実際に施設入所の方が希望を出しても、週末夜間一人で過ごせないということで入居できないという場合もあると。地域移行を進めているとはいっても、秋葉区内には、適当な施設がないということでもあります。続いてサービスの利用といたしまして、生活介護を利用しております週末も家で過ごせない。こういった方々は日中一時支援を利用するケースがございます。介護は施設といたしましては365日必要であるのに、現在の生活介護におきましては月の日数からですね、土日の日数を除く日数こういったところが支給決定ということになっておりまして、結局週末においては日中一時支援を利用することになるということがございます。これは要望等になるんでしょうけれども、全日数を生活介護サービス利用可能になれば非常に良いなということがございます。またグループホームの世話人の支援力も、施設の介護とは違い限界もあるんだということでもあります。

最後に余暇の件でございます。秋葉区内ももちろんですけども地域作りの活動として社協・行政等が携わっているわけですが、障がい者分野では、ほとんど取り組みはやっておりません。新津駅前の建設されました地域交流センターや各種イベントに協賛するというそういう今後の方針はあるんですけども、現実はないというような状況でございます。グループホームの利用者の土日の居場所がないという声もございます。地域に対する施設等の理解をしてもらうための努力は、それぞれの施設が一生懸命やっているところでございますが、限界もあるということでもあります。近年のキーワードといたしまして脱施設から、地域に移って個人の生活を大事にするという考え方によって、地域資源を生かしてグループホーム等の建設促進が出来るようにまた課題を整理いたしまして今後も推進していくことであるということがございます。今後も議論の内容を共有いたしまして区また全体会の自立支援協議会に対しまして相談支援・強化繋げていくことで意見交換されました。以上でございます。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。秋葉区の報告についてご質問ご意見ありますでしょうか。はい。ないようですので南区宜しく申し上げます。

○南区役所健康福祉課障がい福祉・保護係副主査 はい。それでは南区自立支援協議会の報告をさせていただきます。

8月19日に開催されました、議題については特別支援学校への移動支援についてということが一つ、ケース検討が二つありました。

まず特別支援学校への移動支援についてですが、この件につきましては昨年南区の自立支援協議会が発足して第1回の会で個別のケース検討事例として上がったものでして、その時から南区の課題として継続して協議しています。その個別ケースの概要についてですが、南区から高等特別支援学校に通っている生徒さんがいまして、その生徒の通学に付き添っている親の負担が大変大きいというものでした。もう少し具体的に説明しますと親が路線バスに付き添いますが朝の7時台のバスに乗って8時台に到着します。高校まで送り届けましてそれから親が家に帰るんですが、バスの便が中々なくて、午前10時50分くらいに帰りのバスがやっと出て親が家に帰ると12時近くになるということでした。そんな日がその親は週5日間もあるということで、この個別ケースから南区の課題として交通の便が悪いということ、それと移動支援を週3回利用出来ても早朝に対応してくれる事業所がない。つまり利用出来る事業所がないということが課題として浮かび上がりました。これが昨年の第1回の協議会で出た個別ケース事例で、そこから継続して協議会において意見交換を続けて参りました。議題として継続していく中でこの件に関する作業部会を発足しようということになり、今年度から作業部会内でこの件について話し合いを行うようになりました。平成23年度においては、三回ほど話し合いが行われましてその内容を8月19日の第2回南区自立支援協議会に報告するという形で協議をしてもらいました。作業部会の報告の内容ですが、作業部会内で話し合われた内容につきまして省略させていただきます。主にバス会社から見積もりを取ったということです。これは結構金額が高額で各親の自己負担で対応出来るような金額ではありませんでした。アンケートを実施して集計しました。回収率は50%程度でそこから分かってきたことは、特に決まって困っている人もいれば自立通学している人もいるということで、そのアンケートを取った結果、共通して分かったということはありませんでした。それから燕市社協の取り組みを勉強しました。燕市社協の取り組みはバスで通学支援をしているというものがありましたが、話しを聞く中で燕市だから出来ること。新潟市だと出来ないことだということが分かったということがありました。今ある資源で出来る事はないのかということを検討した中で、料理屋のバスやジャンボタクシーを利用してはということも話として出ましたが、実現性にちょっと乏しいということがありました。結局有効な解決策がないということで報告が終わりまして、協議会の中の意見交換でも話は特に一定の結論に至らず今後もこの件について継続して検討していくということで各委員から合意を得ることが出来ました。

次にケース検討事例についてですが、2例ありました。事例1としまして障がいの認識の薄い保護者に手帳の申請を促す方法についてということで、概要としましては知的障がいの疑いがある子の親がいましてその親が自分の子どもを知的障がいとっていない場合についてですが、そこで出てくる検討課題としまして療育手帳の取得の促しは必要なのかということ。あと家族にどのようにして認知理解をしてもらおうのかということと教育現場での家族に対するアプローチはどのようにしているのかということ。あと教育と福祉はどのように連携していくべきかということを検討課題として話し合おうとしましたが、あい

にく当日教育関係機関の委員2名が欠席されまして、教育現場での家族へのアプローチと、教育福祉の連携についての話し合いというのがすることが出来ませんでした。そこで手帳の取得の促しについてということと家族にいか理解してもらおうかということの方法を意見交換させてもらいました。そこで得た意見ですが、①としまして、手帳を知らない、情報として行き渡っていないという可能性もあるのではないかとということと、②としまして親に子の障がいについて認知理解してもらう際は決め付けるような言い方では理解をされないということと、③としまして手帳を申請するに当たってメリットを説明した方がいいというもの、④としまして手帳を進めやすいのは初めて会う人よりも顔馴染みの教師や地域の民生委員さんの方がいいのではないかとということと、⑤としまして重度者の方は医療機関の関与によって中学入学時に取得する場合は多いということです。逆に軽度者の方の場合はその機会を逃してしまうことがあるということが意見として交わされました。

次に事例の2としまして重症心身障がい者の送迎入浴についてです。ケースの概要については重症心身障がい者の方のケースで養護学校卒業後在宅で介護を受けている方です。祖父母も居ましたが死亡によって主たる介護者が父と母だけになりまして、父と母も年齢を重ね仕事と介護の両立が難しい状況にあるという家庭です。問題点としましては生活介護の事業所で利用出来るところが近くにないということで遠い事業所に通っているんですが、一回の送迎が120キロくらいありまして、燃料も時間もかなり大きな負担になっているということです。介護者が年齢を重ね仕事と介護の両立は難しいということと、その家は自営業なので今後も仕事は続けていかなければならないということが問題点として上がっていました。課題としまして、施設が少ない中、介護保険施設などで利用出来る施設はないものかということ。あと、南区は交通の便が悪いので送迎と入浴をしてくれるような事業所はないものかということとを課題として意見交換をしてもらいました。まずどのくらいの需要があるのか事業所も知らなければその基準該当の施設として手を挙げないのではないかとということで、区内で基準該当施設を利用したい障がい者を把握する必要があるのではないかとということが意見として出ました。またこの件については移動支援と同じように作業部会を設置した方がいいのではという意見もありました。これは一委員の意見として出たわけですが、継続してこの件に取り組んでいくための方法を検討するというところでそれ以上の結論には至りませんでした。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。南区の報告につきましてご質問ご意見はありますでしょうか。はい、ないようですので、西区宜しく願い致します。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長 はい、西区役所健康福祉課の草間と申します。私から西区地域自立支援協議会の議題の内容を報告させていただきます。

まず西区地域自立支援協議会では各委員の職場で持ちまわりで協議会を開催しております、直近8月の開催もぐら工房さんで行わさせていただきました。内容についてはまず

事務局から今般の自立支援法の改正、10月1日施行の改正について情報提供させていただきまして、各委員間で共有いたしました。一つはグループホーム・ケアホームの家賃助成が始まるということと、視覚障がい者向けの同行援護のサービスが創設されたということとを情報提供いたしました。次に困難事例として中央区さんと同じような形で短期入所に関する議題を議論致しました。

事前に事務局からよくある課題というか、懸案事項について四つほど上げさせていただきました。まず一つ目としてロングショートの利用者月31日利用している方ですが、おりまして緊急的な利用の枠が少ないということ。二つ目として重症心身障がい児者など医療ケアを必要とする方は病院でないと短期入所が難しいところなんです、その場所が少ないところ。三つ目としてどうしても休日等そういうところに利用が殺到致しまして、そういうところは特に予約が取れない状況にあると。また四つ目として各施設の空所のデータいつどこが空いているというのをどこも一元管理を行っていないものですから、各施設に利用者が電話等を掛けていくしかないというところで、一元管理が望ましいというような課題があると思います。西区の協議会で出た議論としましてこちら十字園から出た課題なんですけれども、十字園では特にロングショートの利用が多い状況にあると。ロングショートと定期利用の方によって新規の利用、緊急の利用を断わらざるを得ない状況にあるということです。長期間ロングショート一年以上二年とかしている方については行政、ケースワーカーも含めたモニタリングを定期的に行い、処遇を検討するような枠組みが必要ということで、施設と家族等だけで話していると限界があるわけですから、行政も含めて例えばグループホーム・ケアホームに地域移行するのか施設入所していくのか、そういうようなあのモニタリングを定期的に行うべきではないかと、そういう仕組み作りが必要ではないかという意見が出ました。また精神障がい者は慣れた場所しか利用出来ないということが多いため短期入所は中々馴染まないというような意見も出されました。以上でございます。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。西区の報告につきましてご意見ご質問ありますでしょうか。はい、それでは最後に西蒲区をお願いします。

○西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係長 西蒲区の報告を致します。西蒲区では8月の22日に開催を致しました。

最初にケース検討でございます。どんな方かと言いますと、視覚、全盲です。知的さらにちょっと激しい精神障がいを持っている方の例を、内容はその(1)(2)(3)を読んでもらっていただければ分かるんですけども、下のほうの検討の結果というか結果ではないんですけど、どんなことかというあの先程西区さんからもありましたけども、慣れた場所しか行かないと。この方の場合は慣れた場所もないような状況でございまして病院も嫌い、施設も嫌いみたいなところもありまして非常にこう苦労しているわけですけども、長期入院

とか施設入所というのが望ましいんだろうなと思われるんですが、中々受け入れが難しいと。その原因としてやはり身寄りの人がいない。実は誰がやっているかといいますと、地域の包括支援センターの職員さんとか私どもの保健師、頻りに電話が来て対応しているというような状況、そんなこともありまして保証人等の問題もありますので施設入所入院も大騒ぎであるということでございます。こういう状況ですので、当面は三ヶ月程度の、短期入院といいますかそれに対応するしかないということで昨日ようやく入院が決まりました、病院のほうにお連れしたということなんですが、約三ヶ月後にまた戻ってくるんだろうなということで、また対応していかなくちゃダメだということで、そこで治療によって弱冠こう状況が良くなるのを期待するしかないというような状況。どこの区にもあると思うんですけど、何かこれいい方法はないかなということで議論がなされました。

次二番目はあの高等特別支援学校生徒の休暇中の通所ということで、議題を上げさせていただいて、実際に受け入れ業者さんからも色々受け入れの状況を報告していただいたということです。ただ今年私どもも受付なんかをしまして、利用者特に1・2年生の保護者さん中には施設に行って話しをつければ入所出来るんだとか、制度のことを理解してらっしゃらない方が多かったので、もう少し行政と学校と施設と毎年のことですので、システムチックにこう仕事が出来ないかなということで下にあるような一番と二番というような意見が出されまして、是非来年はこれを実施したいなということで、卒業生については早速11月に、区の自立支援協議会がございまして、これまでここ1・2年西蒲区では施設の受け入れが上手くいっておりましたが、本当今年度、来春については若干上手くいかないだろうという予想がございまして、積極的に調整をしていきたいということで11月に開催しようということで決定致しました。

次、情報提供でございますが、三番。障がい者団体、相談員との意見交換会ということで、西蒲区におきましてはあの4回自立支援協議会のあるわけですが、その合間に意見交換会をしようということで決めてございます。ただあの初回はですね、地震等の影響がありまして出来なかったということで、今回これ9月14日に開催したんですが、これが初めての開催になりました。どういうことかといいますと、その下の三番の内容なんですけども、今回あの同行援護という制度が新設されますので、それをメインにもってきてちょっと関係する団体サークルこれを加えましてその制度の説明を行ったということです。主な意見、どのようなものが上がったかというのをちょっと読み上げたいと思います。区内の事業所では希望する移動支援サービスが受けられずということなんですけど、これどういうことかといいますと、西蒲区内の事業所ではいわゆる行動援護というものに対応出来る事業所がない。あと移動支援サービスも土日に対応していないというような事情がありまして、これを利用する時に他の区の事業所さんに連絡をして対応しなければならないということでもございました。で、この場に社会福祉協議会等の職員も参りましたので、その場でお願いをしたというようなことでもございます。ちなみに新設される同行援護につきましては区内の社協さんを中心に対応していくということですので、少しはあの安心を

しております。

次（２）これも公共交通機関が未整備なものですからよく出ることですけども、ちょっと特殊な意見で各事業所に福祉有償運送を行ってほしいというような意見が出たり、タクシー券を増やして欲しいと。これがあの私ども窓口で受付をしている際にもこういう意見がよく出てくるという状況でございます。ただタクシー券をどこまでどういうものに使うんだというようなことを整理しないと中々難しいなという実感を致しました。

最後に三番目。これ公共的な施設に手話通訳者を配置して欲しいということで、これも関係者の方から意見が出ました。最後に7月の末に大雨がございまして西蒲区では何年ぶりになるんでしょうか。十数年ぶりになるんでしょうかね。避難所が開設されまして、非難をされた方が三百人くらいいたと。ちょっと珍しい経験だったんですけども、そういうことがございましたのでそれを踏まえまして災害時の要援護者の制度を説明して、災害時の対応なんかを区でどういうふうに対応したかというのをお話したところ、各委員からかなり活発な意見が出まして障がい者の対応をどうするんだろうなということで、盛り上がってまいりまして今後もまた障がい者という視点でどうあるべきかと考えていかなければ駄目だということで会が終了致しました。以上でございます。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。それでは西蒲区も含めて全体を通して感想も含めて結構だとは思いますが、ご意見ご質問まだあるようでしたらご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。じゃあ熊倉委員。熊倉委員からお願いします。

○熊倉委員 はい。あの各区で、自立支援協議会があってそして例えば、秋葉区では別紙3というのにワーキンググループが構成されたと、それ以外のところもそういうお話がありますが、そのワーキンググループのところに当事者もしくは当事者の立場を代表する団体っていう方々の参加というのはいかほどございましょうか。もし意見いただければ有難いと思います。

それが一つとそれから通学支援の問題でいくつかそれぞれで真剣に検討していただいて大変有難く思っております。特別支援学校高等部の通学支援という問題でいきますと、一つの解決策は現在その通っている、現在通っているところは大体通学バスそのものを持っていることが多くて、そこに高等部があれば問題はないというケースもあるはずなんですけど、それで新潟県手をつなぐ育成会としましては、県議会、新潟県予算そういったものに関連する要望事項の中に全ての特別支援学校に高等部を設けて欲しいと。高等部がない実は特別支援学校というのは新潟市立の東と西の特別支援学校が正にそれに当たるわけでございます。西特別支援学校の場合はもう高等部がもうほぼ同じところがございますので、それは何らかの方法で通学の手段は確保出来るかと思っておりますけども、東の場合は必ずしもそうとは言えないというところがございます。特別支援学校は知的障がいだけではなくて発達障がいその他の方もいらっしゃるようになりまして、何とかそういう形で一つ進め

ていただければというのが一つございます。それからもう一つ、通学の助成というのがあるわけで、それはお金でやっています。ただし実際にその通学助成をいただいてそれで、それでもって政策の効果を実現するためには高等部なら高等部に届くところまでいかないとか何らか金を掛けた効果がないということであれば、行政の施策の中でお金を出せる余地があるのではないかと。それから障がい者への助成だけではなくて健常者への一般的な通学助成というのもございます。これは山間部の学校の統廃合等でやはりやっています。あのそういう例もあるわけですから、何かそういう形で一つは機会均等を実現いただく余地があるのではないかとというふうに考えておりますが、何分宜しくお願い致します。

○山賀会長 はい。今ほどありましたがワーキンググループ秋葉区さんでしょうか。当事者の参加についての配慮いかがでしょうか。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係長 はい。今回はですね、秋葉区の報告のところがございますように、グループホームそれから通所・入所施設、相談支援それから区の担当ということで、末端の指導員がワーキンググループを組んでですね、二回ほど協議したわけでありまして、グループホーム利用の方、それから入所施設からグループホームへの希望の方、こういった生の声を直接聞いてはおりませんが、相談員の方々を介して意見を出されたということがございます。

今後、秋葉区といたしましても、就労あるいは障がい関係の、またワーキンググループを組むという状況になりますので、今いる、現場はもちろんですけど利用者の声も一緒にですね、聞くような体制を組めばなというまたあの今後の要請をしていきたいなと思っております。以上です。

○山賀会長 はい。一点目熊倉委員いかがでしょうか、よろしいでしょうか。あの当事者の事について。

○熊倉委員 すいません。各ワーキンググループ皆同じようなことが言えるわけなんですけど、仮に当事者の方が出ておられるワーキンググループがあったら、そちらを逆に教えていただければ有難いと思います。

○山賀会長 はい。今ほど熊倉委員より当事者あるいは当事者団体が参加しているワーキンググループ、会長さんいらっしゃいましたらご紹介ご発言いただければと思いますが。あるいは各区の中である場合もあるかと思っておりますので、いかがでしょうか。はい。竹田委員さん。

○竹田委員 西蒲区の竹田と申します。自立支援協議会の会長をやらせていただいております。

ます。西蒲区ではワーキング部会はまだ設置しておりません。設置しておりませんが、区の自立支援協議会の構成メンバーの中に当事者が入っていないということに関しては非常に危機意識を持っておりまして、区の自立支援協議会のシステムの中にきちんと当事者を位置付けるということ、この二年間模索してきました。その結果として今係長が報告をしていただいた、全体会と全体会の中に必ず、当事者の声を聞けるヒアリング及び実際に意見が言える場を持つことを西蒲区の自立支援協議会のルールにしましょうということで、決めております。従って今回、今年に入ってから一回目の会合ですが、昨年度から含めますと、もうすでに三回目くらいの会合をやっております。尚且つ今回の会議を前にして区の自立支援協議会の全体会の傍聴を当事者の方から求められた経緯があり、その事も今度は自立支援協議会の会合が行われる時に区報でお知らせして傍聴を出来るような保障体制を築こうというようなことを話合って既に確認されています。いずれにしても、「私達抜きに私達のことを決めるな」ということが今回自立支援法の中で自立支援協議会が出来上がってきた背景としてありますので、この当事者参加の方法の工夫というのは西蒲区ではこういう工夫でやらせていただいておりますので、今後もしワーキンググループを作る時には、是非今のご意見を反映させた形で当事者を入れた形で作っていきたいというふうに考えておりますし、新潟市全体の他の区でも、当事者参加のシステムをきちんと作るということを全体の区の協議会の中で進めていただきたいというのは私の意見です。以上。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。時間もありますので、今後それぞれワーキンググループ等を設置あるいは全体会設置する際に今の竹田委員のご発言を参考にさせていただいて、そういうような工夫をしていただくような道があれば善処していただくというように形で事務局よろしいでしょうか。

はい。二点目。通学の関係の保障ですけれども、こちらは区との関連性もありますので、今回熊倉委員からご発言いただいた内容を十分酌み取っていただきながら少しでも教育の権利の保障ということで、福祉の行政で教育と歩み寄れるところがあるかどうか模索検討をしていただければと思いますがこういう形で熊倉委員よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは菊地委員。

○菊地委員 はい、すいません。北区の自立支援協議会の会長をやらせてもらっています菊地と申します。所属は太陽の村でして北区にあります太陽の村です。

中央区と西区で短期入所ショートステイの問題が出ていましたので、これについて少しお話をしたいなという風に思っております。課題としてロング型の定期化というようなお話がそれぞれの区から出ていましたけれども、そこに付け加えまして重度といいますか行動障がいはかなり強い方の受け入れというようなことで、例えば定員の枠であっても職員をたくさん配置しなきゃならなかったり、あの部屋、寝る部屋だけじゃなくて、食事の場所からトイレにいたるまで特別な配慮が必要な方が入ってきますと、私ども定員が5なんで

すけども、日によってはお一人しか受け入れられない。だけど施設側としては精一杯これくらいしか出来ないというようなこういった問題も実はあります。この中でも西区でありましたけれども緊急時の受け入れ。本当に困った方の受け入れとなった時には簡単な決断が出来ないという状況が今ありまして、すごく現場の担当者は困っているというような事があります。月にご両親でなんとかこの期間だけ入れてほしい、入院したいのでだけど受け入れられるところがないのでなんとかしてくれないかというような相談も時々ある中で、やはりずっとこういった問題は継続してある問題ですので、やはりどこかできちんと検討していただく必要があるのかなというふうに思っております。同じ内容は同じようなものなんですけどもそういった現場のこともあるんだということも少しこの中でも披露しておきたいなと思って発言させていただきました。以上です。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。ワーキンググループその後の報告の中にも若干共通するところが触れられてくると思いますので、宜しくお願いします。

はい。それではこれで各区からの報告を終わりたいと思います。続きまして議事（２）こども部会の報告に移りたいと思います。それでは本田部会長さんより説明をお願いします。

○本田部会長 はい。宜しくお願い致します。障がい児・者相談支援センターの本田と申します。

こども部会の議論につきましては、まだ継続中として中間報告ということで、皆さんのお手元に資料２を配らせていただきました。それでこども部会、今先程部長さんの挨拶でもありましたが、２年経ったんですが２ヶ月に１回という頻度ということと、ライフステージに応じてということ出生から１８歳の移行期までということをテーマにしておりまして、中々長くなって一つ一つをやっていくのにかなり時間が掛かっております。

それで今回も中間報告ということでお願い致します。資料も用意してあるんですが、まず乳幼児期という部分で大きな問題としては、乳幼児健診の問題とかあとは診断がついた時、診断がついたあとの告知の問題。さらに障がい疑われるんだけど、いわゆるグレーゾーンと言っていますが、あの障がいは認めたくない、認めにくいってというような人の問題ってということが問題として上がりまして、で、何よりもそこで問題になるのが障がい解った時の療育の場が少ないんじゃないかっていうこととか、障がいて告知された時に親御さんが本当に強い孤立感があると。そこへの寄り添いがまだ足りないんじゃないかっていうようなことが言われています。それでその時に例えば障がいの方のサービスではありませんが、子育て支援センターが各区にあります。その活用なんかが出来ないだろうかというような議論があります。

それから乳幼児期の時に実は重症心身障がい児を取り巻く状況を私自身が知的障がいを中心に支援をしてきたものですから、重症心身障がい児を取り巻く現状というのを実は

あまり知りませんでした。その中で大きな問題を抱えていると。障がい者の方はケアマネージメントでサービスを調整しているのに、実際に重症心身障がい児者の人はそこすら出来ていないということがありまして、後で報告がありますが、重心特別なワーキングチームが必要であろうということでワーキングチームが立ち上がりまして、あとでその報告があります。

それから、学齢期、さきほど区の報告からも出ていますが、長期休暇、放課後、休日のサービスが不足しているっていうことは、散々やっぱり出てきています。移送の問題も出てきているのですが、移送の問題については移動支援部会であったので、今回はこの辺りが中心です。ここでやっぱり話されているのも福祉でやれること、学校でやれること、やっぱりやれることをやっていくってということだねってことなですけども、色んな妄想が出てくるんですが、なかなか具体案にまで出せる提言にまで至っておりません。学校の方でも学校での問題なんだけれども、いつも家庭の問題から派生してるんだよということも多いと、その際学校がどこに相談したらいいかわからないというような学校からの声がありました。その時に子ども部会では保健所の保健師さんも関わってくれていまして、保健師を使ってくださいっていう話もあったんですね。地域の保健師さんって訪問が出来ますよっていうことがありました。これは子ども部会で制度を変えなくたって、今地域にいらっしゃる保健師さんをぜひ活用させていただこうということで、話し合うことで身近なサービスってあるねってというような確認が出来たりしています。

それから、移行期ではこれはここに委員でいらっしゃる久保田先生から来ていただいて、報告をしていただいた中でやっぱり中学校1年、高校1年っていう節目のところで大課題があると。これはやっぱり学校の中だけで解決するのではなくて、もしだったら周り、今言った保健師さんとか、私たち相談支援事業者もおりますので、その辺りで課題を何とか大きなギャップにしないで乗り越えられるといいねってというような話も出ています。さらに卒業時ってというのは当事者、障がいを持っている当事者もちろんですが、親御さんが大きなギャップを感じられているんじゃないか。学校ではこうだったけど、施設に入ったらこうですっていう声をよく聞きます。そういう意味で学校から地域に移るとき、これ結構学校さん最近やってらっしゃるんですが、移行していくときにもうちょっと早い段階から関わりながら、卒業したらこういう相談出来る場所あるんだよってというような形を作っていけたらいいねってところに今議論が来ています。

それで、私たちの議論行きつ戻りつしまして、移行期にいったら、でもまたやっぱり乳幼児期のこの問題もあるよってことで、なかなかまとめ上げられないでおりますが、3月には報告出来るように進めていきたいとは思っております。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問ご意見ありますでしょうか。今後も部会長からありましたように議論を継続するということですので、また今後の報告を待ちたいと思います。では、よろしくお祈りします。

続きまして（3）重症心身障がい児（者）ワーキングの報告に移りたいと思います。昨年10月の第6回全体会でワーキングの設置を承認していただき、設置したわけなんですけども、本年5月までの約8ヶ月間、新潟市の重症心身障がい児者について支援の充実や関係機関との連携について議論をしていただきました。今回は最終報告の運びとなっておりますので、川本副会長より報告があります。それでは報告をお願いいたします。

○川本副部長 はい、重心ワーキングを担当させていただきました障がい者生活支援センター川本でございます。よろしくをお願いいたします。

今ほど子ども部会の報告でもありましたが、子ども部会が進むなかで重度心身障がい児者への支援が不十分なのではないかという意見が出され、相談の充実や関係機関との連携ということが必要であるということを中心に重心ワーキングが設立されました。今回資料3の1～4を使って説明させていただきたいと思います。

まず重心の方の現状がどのようになっているのか、その介護者の状況はどうか、みなさんが何に困っているのか、っていうものを知るために3の3の資料、アンケートを活用させていただきました。新潟市内に住まわれている重心の方たちのアンケートということでこれを活用していただき、また、実際に3の2にありますように重心の保護者の方からのヒアリングというものを実施させていただきました、課題を共有して参りました。

今回課題の内容を4つの項目に分けて検討を深めたというところで、そちらを報告させていただきます。これは3の1の資料を基にさせていただきます。

まず1番、短期入所サービスについてということで、こちらでは、簡単にまとめますと本当に、主に医療行為の必要な方についてショートステイの受け皿がないというところが課題、現状としてあげられております。こちらについては本当に受け入れ可能な事業所を増やしていく、ということが課題であるということや、先ほども区の報告の中でもありましたが、既存の介護保険施設、医療機関等に積極的に事業参入をお願いしていくための政策の検討等必要ではないか、というところ、あるいは国において介護職員による医療行為の実施に向けた法整備が進められております。その辺も一緒に進めていながら改善出来たらいいなというところで課題があがっております。

次に、日中活動サービスについてということで、2番になります。こちらでも短期入所と同様にやはり医療行為の必要な方への日中のサービス利用が限られているというところが話し合いで出ております。

次に3番、相談支援についてということで、現状、重心の方の自宅介護の場合、介護者の方の負担が本当に大きくなっております。特に母親がセルフマネジメントしている場合が多いということで、長年に渡って行政や福祉サービスが介入していないというケースが多く見られております。この辺についてやはり重心の相談支援というところで、支援の隙間がないようにライフステージを一貫して支援していけるシステムづくりが必要であるということが出されております。この辺は個別の事例をどんどん積み上げていながら今後

も検討の必要がありますということでやっております。特にその介護者への寄り添い型の支援が望ましいということで、平成23年度より新たに障がい児への相談員の配置へと進んでおります。

最後4番目、事業所のスキルアップということで、現状、重心者の受け入れをしたことがないというところを理由に施設利用を断られるという現状が見られております。先ほど言いましたように介護職の医療行為の研修というのもそうなんですけれども、今現在、現に受け入れているところも含めてスキルアップの必要があるだろうというところで体制の検討がされています。

今回重心ワーキングにつきましても、一定の結論を得るところには至ってないんですけれども、これまで議論が全くされてこなかった重心というところの問題をまず検討出来たこと、あと関係機関との連携が出来たことということがとても大きな一歩だったのではないかと感じております。

今後もこれで終了ではなく、任意の連絡会という形でせつかく出来た関係機関の繋がりを活用していけるようにこれからも進めてまいりたいと思っております。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告についてご意見ご質問ありますでしょうか。ないようですが、重症心身障がい児（者）ワーキングの委員の皆様、8ヶ月間本当にお疲れ様でした。本市の重症心身障がい児者の支援における様々な課題が浮き彫りになったかと思えます。その課題解決に向けた提言が丁寧にまとめられていたかと思えます。ぜひ事務局におかれてはこの報告書の提言を真摯に受け止めていただきまして、障がいのある方々が住みやすい地域作り、もしくは施策の実現に努力をしていただければと思います。事務局でこの報告を受けてご発言等ありますでしょうか。お願いします。

○障がい福祉課長 事務局の障がい福祉課でございます。本当にこども部会の皆様、それから重心ワーキングの皆様長い、重心ワーキング8ヶ月ですが本当にご検討いただきありがとうございます。

ご提言読ませていただきますと、本当に様々な課題、それからこれから進むべき改善策等ご提言いただきましてありがとうございます。今会長おっしゃるように私としましてもこれを真摯に受け止めて、施策にどう生かしていくかこれからまた更に検討いたしたいと思えます。

特に重心の方ですね、市としましても重症心身児者の通園事業、予定では来年の3月からAとBと1つずつ増やそうというようなことで進めておりますし、今の報告の中にもありましたけども、障がい児のワンストップサービスというと1ヶ所で全部というようなイメージではないんですが、4ヶ所ですね、コーディネーター配置したり、あと総合福祉会館には統括のコーディネーターを置いて、そういう形で進めていこうということでやっておりますので、そこに加えまして、ご提言活かしてまた考えていきたいと思えます。本

当にありがとうございました。

○山賀会長 はい、今事務局佐藤課長よりご発言いただきましたけれども、皆さんの中で何かご質問ご意見がありましたらお願いします。はい、熊倉委員お願いします。

○熊倉委員 新潟地区手をつなぐ育成会の中で学齢部会というものを作っておりまして、その中でごく最近にですね、ようやく一つ固まってお願いしたい事項っていうのが実は出てきたんですけども、それはケアマネージャーというものをですね是非設けていただきたい。大変贅沢なお願いなんですけれども、それは障がい児者の障がいの特性、それから病気のこと、そういうことを理解していただいて、それでその障がい児者のために包括的な支援計画を立てていただいて、必要なサービスとリンクしてくれるという、つまり、言ってみれば私どものイメージは出来れば地域保健福祉センターですかね、そういうところにいるらっしゃる保健師さんが、医療と福祉の素養があって、地域の実情に通じてらして、そういう方が総合福祉法におけるケアマネジメントをやっていただけるようになるのかなと。つまりあれはセルフマネジメントですけれども、知的障がい者にとってはやはりケアマネジメントの体制を作っていただくというのが一番重要なんですけれども、特に重症心身障がい児といったところの関係の会員にとってはですね、そういったその包括的な計画を立てて下さってサービスとリンクさせてもらえる、そういったケアマネージャーといったのが欲しいなと。ですからそれは今までの相談支援に福祉、医療をくっつけて、なおかつコールセンターをくっつけてみたいな、大変贅沢なお願いではあるんですけど、そういう形でやっていただけると、ほとんどバディにリクライニングという形でしかなかなか外出できない重症心身障がい児者の特に母親にとっては大変助かる仕組みが出来るなど。これ最近の私どものところでまとまってきたものでございます。とりあえずそういう話があったということだけでも、とりあえずご報告をさせていただきたいと思います。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。それでは他にありませんでしょうか。はい、ないようですので、次の議事に移らさせていただきます。

(4) 権利擁護部会の報告に移ります。平成21年3月の第3回全体会で部会設置を承認していただき、設立した権利擁護部会ですが、本年9月までの約1年半の間、障がい児者の権利擁護についてご議論いただきました。本日は最終報告の運びとなっておりますので、遁所部会長より報告をしていただきます。それではお願いします。

○遁所部会長 はい、新潟市西区にあります障がい者生活支援センターすてっぷルームの遁所と申します。

この度、権利擁護部会では新潟市における成年後見制度普及のため、ここを焦点に当てた権利擁護部会の開催を重ねてまいりました。今回この全体会でこの最終報告を提出し、

またそれに伴って、さらに検討が必要であるという項目を具体的にまとめたアクションプラン案を提出し、それを承認していただき、またワーキンググループに繋げていくというような報告となっております。

そもそも、権利擁護部会発足時、その委員のメンバーとしてなされた中で、当事者等々の方たちが加わっていなかったところからもう一度見直しをはかるために権利擁護部会の発足が遅れたことになりましたが、そういう最初の準備も丁寧にしたお陰で、当事者団体の熊倉さん、それから精神の関係では山田さんに委員になっていただき、より充実した内容となっております。また権利擁護といっても幅が広く、焦点を絞るには今回は成年後見の申請等、それから日常生活自立支援、ここらへんに焦点を置いた話を9回にわたってまとめてまいりました。資料4の1から資料4の4まで今回出していますが、特に今回は資料4の2のアクションプランのおもてにそって説明してまいります。

本アクションプラン、これは最終報告を受けましてさらに推進項目を5項目にまとめました。それが資料4の2の中ボツの3番目、本アクションプラン案における具体的な推進項目として5項目あげております。その1、2におきましてはさらにこれを内容を深めるために具体的には②の後見的支援の充実とありまして、権利擁護センター、それからまた成年後見制度の導入段階における支援、後見的支援について検討するワーキンググループを提案させていただければと思います。

そしてまた③、そして⑤にいけますが、この度の権利擁護部会の成果といたしましては資料4の3の新潟市成年後見制度利用支援事業要項の設置及びサービス利用計画の作成費の対象要件の見直しを具体的に提案することが出来ました。ただし、これにはさらにもう少し細かい要項、文言、そしてまた全国の市町村の要項と比較検討するワーキンググループの設置が必要と考え、以下、本アクションプランの1～5を踏まえて、ワーキンググループ1、ワーキンググループ2を提案するしだいです。今回のこの度の最終報告案とアクションプラン案をこの全体会で認めていただき、またさらに成年後見、権利擁護部会をワーキンググループとして続けていければと思います。短い報告でありましたけど、以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。今の報告についてご質問やご意見ありますでしょうか。2つのワーキンググループについてはそれぞれ段階的に設けていくんでしょうかね。

○遁所部会長 並行して。

○山賀会長 並行して。はい、確認しましたが、2つのワーキンググループについては並行して作業を行っていきたいということだそうです。よろしいでしょうか。はい、特にご質問ご意見がないようですけれども、権利擁護部会の皆様、1年半の間本当にお疲れ様で

した。権利擁護という幅広い課題の中から成年後見制度の普及について集中的に議論していただき、課題改善に向けた指針としてこの度アクションプランを作成をしていただきました。報告書の中には一部既に予算化した内容も含まれていると聞いております。事務局では報告書及びアクションプランを踏まえまして引き続き施策の実現に向けてご努力いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

また、権利擁護センターや後見的支援について検討するワーキンググループ、新潟市成年後見制度利用支援事業のさらなる見直し等について検討するワーキンググループ、以上2つのワーキンググループの設立について部会から提案をいただきましたので、委員の皆様からもしご異議がないようでしたらご承認をしていただけたらと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。はい、ご異議なしということで2つのワーキンググループについてご承認をいただきました。よろしく申し上げます。では、事務局。

○障がい福祉課長 権利擁護部会の皆様、本当にありがとうございました。若干、要項の見直しとかした部分は確かにございますが、今、遁所さんからあったようにまだまだ改善していかなくやならない点もありますし、権利擁護ってなかなかこう難しくて、範囲も広いですし、後見人制度自体だけ1つだけ取ってもなかなか制度として周知が難しくて皆さんなかなか理解できないと、そんなようなことがございますので、また継続して、2つのワーキングを設置してご検討していただけるということで本当にありがとうございました。

ワーキンググループの委員の選定、選任とか、開催頻度等につきましては会長とご相談させていただいて事務局に一任させていただきたいと思うんですが、よろしゅうございましょうか。そういうことでお願いしたいと思います。

○山賀会長 はい、今ほどありましたが委員については事務局一任というところですので、ご了承ください。

それでは続きまして（5）支給決定基準検討ワーキングの報告に移ります。川本会長よろしくお願ひしたいんですが、昨年10月から第6回の全体会でワーキングの設置を承認していただきまして、設立いたしました。本年9月までの約1年間新潟市の支給決定基準についてご議論いただいております。本日は報告の運びとなりますので、川本会長より報告をしていただきます。よろしく申し上げます。

○川本会長 よろしくお願ひいたします。資料の5番をもって説明をさせていただきます。

支給決定基準検討ワーキングからの報告ということで、いちばん後ろを見ていただきますと、ワーキンググループの委員の名簿が載っております。ご覧ください。今回のこのワーキングにつきましては先回全体会の中で課題が提起されました。介護保険適用者に対する障害福祉サービスの上乗せ要件の課題を受けて設立されたワーキングになります。上乗せ要件を含む新潟市の支給決定基準における課題、改善の為の議論ということで、現時点

において一定の結論というものは出ておりませんが、今後、自立支援協議会や、あるいは今後、国の動向として、オールケアマネということで障がい者の方全員にケアマネをつけていく、ケアプランを作成していくという流れも今あるなかで、今後も継続して検討していきたいと考えております。

今回はワーキングの中で課題を3つの項目に分けて深めてまいりました。開いていただきまして、介護保険対象者の上乗せ要件についてということで1番目載せてございます。介護保険の対象者の上乗せにつきましては、現状、身体障がいについては重度障がいであるということが要件になっております。知的障がい、精神障がいの方と比較するとかなり厳しい条件になっているということで、要件の緩和、廃止ということがされるべきではないかというものがだされました。その上でこの要件というものは原則として必要量の個別判断、それぞれの個々のケースに応じて必要量というものを検討していくというものにしてはいかがかと、あるいは利用者にとって真に必要なサービスの内容、必要量を精査する機関の設置の検討ということでこの辺が今後の国の動向と合わせながら進行していく必要があるかなというところになります。

2番目、必要量・必要回数の見極めについてということで、新潟市では個別ケースに合わせて必要と認められる時間数の支給決定が行われております。支給限度時間、支給基準時間というものが設けられていないというのが現状でございます。このことで課題として年々利用者数、利用時間数、費用等が増加している傾向にあるということで、またその真に必要な量の見極めがなかなか難しいというところが課題になっております。ここにその利用の限度ということをしてしまうということはその利用者のサービス低下を招いてしまうことになってしまうというところでそれは出来ないなかで、今後、目安の時間・回数の設定が必要ではないか。必要時、区のケース会議で検討も行ってはどうかというところでご意見が出されております。

最後に、3番、認定調査についてということで、障害程度区分認定につきまして、新潟市では研修を受けた市の職員の方が行ってくださっております。ただ、異動等もありまして、知識や経験の蓄積というのが困難であるというところ、今後、資質の向上のための研鑽が必要ではないか。今後はまたその専門知識を持った指定相談支援事業者に調査の部分の委託も検討が必要じゃないかというところでご意見が出されております。以上、簡単ではございますが支給決定基準検討ワーキングにからの報告ということで終わらせていただきます。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。ただいまの報告についてご質問ご意見ありますでしょうか。私もワーキングのオブザーバーとして一緒に参加をさせていただきました。本当に議論が色んなところに幅広く及ぶ内容でして、本当に委員の皆様1年間大変お疲れ様でした。新潟市の支給決定基準に関する様々な課題が浮き彫りになったかと思えます。

ぜひ事務局についてはこの報告書の提言を真摯に受け止めていただきまして、障がい者

の方々が必要な支給決定を受けられるよう今後も改正等に向けて努力をしていただければと思っております。事務局でこの報告を受けての発言ありましたらお願いします。

○障がい福祉課長 はい。ワーキングの皆様ありがとうございました。今、会長からお話しがありましたように上乗せ要件の改善につきましては市の障がい福祉課サイドとしましても、これから十分検討してまいりたいと思います。提言いただきましたが、やはり行政サイドで、詰めていかなきゃならない課題が結構出ているようです。本当にその支給量、無制限に増えていくというような状況もまたなかなか難しいところですし、どこでどう線を引くか、それが課題だったんですが、読ませていただいてももう少しとしましても、十分詰めて、それこそ第三者機関みたいなものを、どういう形で例えば作れるのかとか、十分検討していかなければならないところ多々あります。検討して具体的にこうしたいということのうちで決めましたら、また全体会、部会に報告させていただいて、ご意見いただいで最終的に決めていきたいという風に思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。時間も予定より過ぎております。

続きまして（６）の議事に移りたいと思います。相談支援連絡会の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長 事務局、介護給付係長を今年度春から務めております小林でございます。お世話になっている方と今日初めて会う方いますので、ごあいさつ申し上げます。

それでは資料６に基づきまして説明させていただきます。事務局で相談支援連絡会につきましてこの会議に毎月参加しております。大変たくさんの方のケースの検討報告等がなされておまして、今回区の報告等もございまして、重なっているところもありますので、今回この相談支援連絡会から、これからの相談支援連絡会等のあり方についてということが提案されてきましたので、そちらを説明させていただきたいと思います。表の半分から下でございます。星印のところがございますが、相談支援連絡会は毎月行われておまして、そこへ３ヶ月毎の運営事務局会議というものがございます。運営事務局会議というのは区の報告を中心に行う会議でございまして、毎月の相談支援連絡会は事業所が抱える事例の報告を行い、意見交換を行う会ということで、たくさんの方の事例に基づきまして現状の意見は交換するんですけども、下にございますが報告、部会の意見、区、それらの意見集約を行い、さらに全体会に向けて重要性、優先性を議論する必要があるという話が６月の頃からの会議から出ておまして、さすがにメンバーの数も多いということがございまして、実際にこの運営事務局会議を経て全体会に議題があがってきているかどうかという議論を重ねました。最後に書いてございますが、運営事務局会議の編成ということで提案がまと

まりましたので、これは次第の9番で改めて事務局で説明したいと思っております。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。これまでの説明につきましてご意見ご質問ありますでしょうか。はい、ないようですので、当初ちょっとこの辺りで休憩をと思っていたんですが、だいぶ予定を超過しておりますが、このまま続けてもよろしいでしょうか。はい、ちょっとご辛抱いただきましてじゃあこのまま審議を続けていきたいと思います。

(7) 施策推進協議会との連携についてということですからですね、先月施策推進協議会にオブザーバーとして出席をさせていただく機会がありましたので、皆様に報告をさせていただきます。

9月7日に新潟市障がい者施策推進協議会に出席をさせていただきました。協議会には当初私は参加しておりませんでしたけども、施策推進協議会会長でいらっしゃる島崎会長より自立支援協議会との連携、あるいは情報の共有化を図る意味でも施策検討に参考にしていく視点で参加をしていただきたいということでご案内をいただきましてオブザーバーとして出席をさせていただきました。ご承知の通り、施策推進協議会は障害者基本法、自立支援法に基づく計画について協議をしているということですが、今後、枠組みを構築する上でも現在の新潟市の障がい福祉におかれている課題を少しでもこの計画に反映させたいという島崎会長さんのご意向があったかと思えます。事務局から示されている、また後で事務局からもご発言いただきますけれども、当日の資料も拝見させていただき、これまでの障がい者施策の実施状況はもとより、自立支援協議会で取り上げられている課題なども加味していただきまして、時期計画の方向性について提案がなされていたかと思っております。

私たち自立支援協議会は施策推進協議会に進言する機関という位置付けではないということを確認しつつも、施策推進協議会で触れられている内容については自立支援協議会で取り上げられているものに深く関連をしているという点もいくつかありました。自立支援協議会の委員がオブザーバーという形であっても、このような出席の場をいただくことが出来たということは私たち協議会から提供される状況から施策推進協議会の検討に役立てていただける可能性が広がったということで非常に評価をしてよいのではないかという風に感じております。いずれにしろ計画作成に少しでもサービスを利用する立場から、あるいは提供する立場から、今こんなことで困っている、こういう課題があるのでは、あるいはこんな風に制度を改正出来ないかということで自立支援協議会の立場で計画作成の参考にしていただけるような内容があれば可能な範囲で情報提供をしていきたいと考えております。

簡単、雑駁ですけども出席をさせていただいた報告に変えさせていただきますが、このことについて事務局からもご発言をいただけたらと思っておりますので、よろしく願います。

○障がい福祉課管理係長 はい、施策推進協議会、正式には新潟市障がい者施策推進協議会になりますけども、こちらの事務局を担当しております障がい福祉課管理係長大倉でございます。本日お配りした資料7をご覧くださいと思います。

全部は説明いたしません、ここに書いてありますのは新潟市障がい福祉計画についてということで、その概要が1番にあります。こちらの自立支援協議会の連携という部分ではこちらに2番、お読みいただけますでしょうか。第3期障がい者福祉計画の作成にあたっては自立支援協議会の意見を聞くように進めることが望ましいとあります。そういうところを根拠にして連携とは言っておりますけれども、自立支援協議会と施策推進協議会は新潟市の障がい施策を考えていく大きな二つの柱、両輪となっておりますのでこういう根拠によらずとも、自立支援協議会のご意見を頂戴して障がい福祉計画、また、併せて障がい者計画というものも作りますので、その辺りでご意見を頂戴したいというお願いというか、ご提案でございます。

具体的には施策推進協議会は、自立支援協議会の全体会よりも今年度はその計画を作る上で短い間隔で開催をいたしますので、その開催に合わせて自立支援協議会の会長よりご参加をいただいでですね、今把握されている現状ですとか、課題などをお話いただきたいとそういう関わりでお願いしたいと思っております。

あと、この資料の2枚目以降は障がい福祉計画を現在の計画を、状況を参考につけておきましたので、後ほど皆様にはご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。これまでの説明につきまして皆様からご質問ご意見がありましたらお願いします。はい、よろしいでしょうか。続きまして次の議事に移りたいと思っております。

(8) 地域主権一括法による権限委譲についてお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長 はい、それでは説明いたします。

資料8番をご確認ください。ちょっと読みますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（一括法）の成立に伴う条例制定等についてという、ちょっと長いタイトルになっておりますけれども、一括法という形で次に書いてございますが、地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を目的に、施設、公物施設設備基準などの義務付け枠付けの見直しを行い、これまで政省令で示されていた施設設置基準等を条例化することで地方自治体の条例制定権を拡大するものと、こう書きましてもなかなか難しいんでございますが、今まで、地方公共団体が行っている事務の中には国が法令で事務の実施やその方法について義務付けや枠付けを行っているものが存在しました。今後は地域主権の確立の為に法制的な観点から地方自治体の自主性を

強化し、自由度を拡大して自らの責任において条例を制定し、改正する仕組みということで、つまり、その次のところ、影響というところを書いてございますが、障がい福祉課が所管している法令等について、国の今政省令に基づきまして、基準がこの下に8つ示してございます。この基準について国の政省令ではなく、政令市、中核市の条例によって定めることとなりました。これが来年の4月からの施行になります。それに向けまして、新潟市でこの基準を国の指針等に基づいて条例を設置していくことになります。そのことにつきましてこの自立支援協議会の皆様に説明と後でご意見を伺うということでございます。

これら、列挙しましたけれども、今のところこの8つの基準が該当してきておりまして、簡単に申し上げますと、対象省令のいちばん上、児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準、ということでございます。一般的には施設における職員の人数、もしくは面積等の設備に関すること、そういうことが国の政省令で決まっております。その決まっておるものがここに本日記載してある基準でございます。障がい福祉関係についても載ってきてあります。この一括して地域主権をするこの法律に組み込まれたこれらの基準につきましては下に書いてございます条例委任への対応ということで一括法では上記の省令を3つの基準にわけております。

3つの基準というのは従うべき基準、標準、参酌すべき基準ということにわかれておりますので、後段に書いてございますが、条例化する基準すべてについて市の裁量が及ぶわけではありませんが、市の裁量が及ぶ部分については地域の実情を反映した条例の策定を検討していくということでございます。資料めくっていただきますと、これを表の形式で表してございます。

従うべき基準と、標準のもの、従うべき基準というのは、今国が示している基準でございますので、これは動かさないことと、このまま従っていくというのが原則です。それに近いもので標準というところがございまして、これの説明がなければ変えることができません。参酌すべき基準というところでこれにつきましては内容が政省令で十分に参照しなければならない基準ということで、ここが地域に委ねていける範囲の基準ですと、この先ほどいった8本の基準の中ですべてこの横といいますか、どういう項目がこの3つに該当するかというのが組まれております。

これがいちばん右側に書いてございますが、人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準等というのが従うべき基準になっておりまして、標準のところは利用者の定員基準という風にして書いて、それ以外については参酌をして決めなければいけないというところなんです。今回自立支援協議会の皆様に説明させていただいているところはですね、新潟県の自立支援協議会におきましても先々月の8月に行われて、やはり新潟県も基準として国の基準を今度新潟県で条例化しなければなりません。したがって、自立支援協議会と、意見を聞いて進めていこうという方向でやっていますので、こちら新潟市としても自立支援協議会の皆様の意見を聞く、次のスケジュールにも書いてございますが、パブリックコメントも行ってまいりますけれども、このような形で進めていこうということでございます。

ます。

さらに新潟県ではこの標準の基準のところ、利用定員基準とございますが、現在定員20名で障害福祉サービス事業者実施をしておりますが、定員の緩和を検討しておるという状況でございます。したがって、新潟市としても新潟県と歩調を合わせていく必要があるのではなかと。ということで考えておりますので、参考に申し上げます。

記載しましたスケジュールにつきましては11月以降パブリックコメント等行いまして、例規の審査等行って2月、来年2月の議会に上程する予定で進めてまいります。以上、走り走り少し難しい話でしたが説明を終わります。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。

○障がい福祉課介護給付係長 委員長、失礼しました。私、説明が一つ飛んでおりました。

添付しております、条例を制定するにあたっての意見ということで、今日皆様に配布しております。複雑な話ですし、わからないことがございましたらそこに書いてごきます。当課の介護給付係にお問い合わせをいただいても結構ですので、ご意見、更なる理由になりますけれども、お聞かせいただけるようになりましたらこの紙を記入していただきFAXでも結構です。ご一報いただければ今後どういう風に進めていくかの検討に加えさせていただきます。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。委員の皆さまに直接パブリックコメントとは別に、直接色々意見を出す機会をいただいたということですので、必要な方はご活用いただければと思います。ただいまの説明につきましてご質問ご意見ありますでしょうか。はい、先ほどもありましたがご意見、場合によったらご質問もこちらのFAXをご活用いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議事(9)新潟市障がい者地域自立支援協議会の再編についてに移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長 はい、引き続き説明させていただきます。

資料9の1をご覧ください。これまで自立支援協議会の全体会におきましてはこのイラストを使いながら全体の組織を説明してきたところでございますが、この度、先ほど議事の6番で説明申し上げましたが、運営事務局会議というところの役割と構成を再編したらという意見等に基づきまして、これから説明したいと思います。

その9の1番の真ん中に運営事務局会議というのが設置されています。これは平成22年からこの大きな再編をした時に設置された機関でございますが、この運営事務局会議というのが先ほど申し上げたように、区の自立支援会の報告が中心となっていました。報告に終始し、課題の分析や全体会での方向性を示す本来の羅針盤の機能を果たしていな

いのではないかということが提起されまして、それではどうしていこうかということを考えまして、捲っていただいて同じ形でございますが、右方見直し後と書きました組織図でございます。再編といいましても、今申し上げた運営事務局会議というところをこれまで通り区の自立支援協議会の報告を受ける、区自立支援協議会報告会というものは残しまして、更に再編となっております運営事務局会議、ここを更に会議の代表者によって意見交換、課題の進め方を、もう少し報告だけではなくて議論をする場として設置したらいかかということですか。この議論の内容を持ちまして全体会に、報告が紙といいますか、時間がこの様に限られておりますので、実際皆さんから更に議論をしていただく内容と、報告という形で分けて全体会に進めていければいいかということで運営事務局会議（再編）というのが出来てございます。その下の運営事務局会議についてというのはこれまで示してまいりました資料と同じものでございますので、これまで示してきた目的に沿うように運営事務局会議というのを再編したいということでございます。

捲っていただきますと、現在検討しております運営事務局会議の名簿が出来てございます。運営事務局会議につきましては相談支援事業者と区の代表者と、協議いたしまして、相談支援事業者から3名、行政側から3名、そして全体会の会長、副会長の計8名で構成してはどうかということで、現在この案が出来てございます。1番から8番までご覧いただきますと、各区の地域自立支援協議会の担当等をなしておられる方によって8区全部ばらばらになりました。したがって、我々運営事務局会議を開催した後、すぐに区の自立支援協議会なり相談支援連絡会に連絡が行くというメリットもあるなと思ひまして、再編をした上での効果と考えております。先ほどの6番の関係と9番の関係について以上のような再編の説明でございます。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問ご意見ありますでしょうか。具体的には今後の運営事務局会議のですね、進行というか、動きを見ていただきながらイメージを持っていただくしかないかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○障がい福祉課介護給付係長 もう一個補足。この再編に当たりまして今この運営事務局会議の再編と、もう一度9番の資料をご覧いただきたいと思ひますけれども、専門部会というところがございまして、三角ピラミッドの右上のところに専門部会ということがございまして、ここの専門部会はこれまで皆さまご承知の部会を形成しておりましたけれども、今般、今後、この専門部会にある一つの専門部会を追加して構成していきたいという要望の検討がなされておまして、その件につきまして、こころの健康センターの精神保健福祉室から今日説明させていただいて、これで設置を確認が取れば今後設置の方向で進めていって、次回正式に内容をお伝えしたいと思っております。

○こころの健康センター主事 新潟市こころの健康センター精神保健福祉室の太田と申します。ご承知の通り、昨年度まで精神保健福祉室が障がい福祉課にあったんですけども、組織改編で今年度4月1日よりこころの健康センターに部署が移っておりますので、そのこころの健康センター精神保健福祉室からのご説明ということで、私からお話をさせていただきます。座って失礼いたします。

内容につきましては資料9の2をご覧くださいんですけども、我々で行っている事業に新潟市精神障がい者地域移行・地域定着支援事業という事業がございます。この事業を運営するにあたって、その地域移行に関する地域の課題を検討する部会を設置したいと考えております。これに関しては、来年度の法改正に伴って、今新潟市で行っている事業の個別支援の部分が個別給付化されるということから、その情報の整理と改正等の検討を行うためにも一つ会議の場が必要だと考えておまして、この資料9の2、真ん中下の左側の図ですね、新潟市精神障がい者地域移行支援部会（仮称）とさせていただいているんですけども、このような会議を一つ設置したいと考えております。

この事業は目的、対象者、支援内容のところを参照していただきましたんですが、精神科病院に長期間入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院が可能であるという方に対して入院中から退院に向けての個別支援を行い、退院後も地域において自立した生活が継続できるように、ということを目的に支援を行うものです。この事業は昨年度までは新潟県が主体となって行っていたんですけども、今年度平成23年4月1日より市の事業として実施しております。この事業の実施体制なんですけど、市内2つの相談支援事業所に委託をしておまして、1つが新潟しなの福祉会ふらっとさん、そしてもう一つが新潟太陽福祉会おれんじぽーとさんをお願いをしています。23年9月末現在、県の頃から引き継いでいるケースを2件、今年度の新規ケースを2件ということで、計4件のケースを支援しております。この事業の大元は厚労省が示す要綱に準じて実施しておるんですけども、その事業内容の中にはこの個別支援の他に対象者の決定ですとか事業の評価、体制整備を行うための協議会の設置ということも示されておまして、本市ではこの会議等についての項目でお示ししているような、まず一つ、対象者の選定、個別支援の内容を検討する新潟市地域移行個別支援検討会というものと、今ご説明申し上げます事業全体の評価や課題の検討を行う新潟市精神障がい者地域移行支援部会（仮称）の2つの会議に分けることを考えておまして、実際前者の検討会は医療機関のケースワーカーと実務者による会議といたしまして、既に今年度6月、7月、9月に実施をしております。

そして今回後者について、実際に地域移行支援を実施しておられるふらっとさんですとかおれんじぽーとさんからも、法改正後には、個別支援の実施主体が県が指定をする相談支援事業者、どこでも行えるというような形に変わるものですから、その辺り、実際に指定を受けた事業者さんとの連携を図るですとか、そもそも市内の事業所で指定を受ける事業者があるんだろうか、どうだろうかということも含めて色々私どもにもご意見をいただ

いておりまして、各区の支援体制を検討するという意味合いも大切だと考えておりますことから新潟市障がい者地域自立支援協議会のぜひ部会としてこの地域支援部会を設置させていただければというご提案でございます。

今年度まだ法改正の具体的な方向も見えない部分ではあるんですけれども、動向を注視しつつ年度内に詳細を詰め、設置というような運びに至ればと考えております。皆さんにご承知置きいただきたいということでご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。これまでの説明につきましてご質問ご意見はありますでしょうか。はい、それではないようですので、その他に移ります。

折角の機会ですので、委員の皆さまから周知広報したい事項や連絡事項等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、田中委員。

○田中委員 西区の自立支援協議会の田中ですが、私から広報ということではなくて、先ほど一番目の地域自立支援協議会の報告の中で中央区さんからも出ていたショートステイの問題ですね、西区からも出ていましたし、それから北区さんなんか難儀をしておられるというような話がありましたが、このショートステイについては課題を整理して方向をまた探るための部会を設置するというようなことで最後ありましたでしょうか。私そこの一番最後のところちょっと確認していなかったんで、この全体会の中で検討、提案ということで出してきたかと思うんですが、最後のところちょっと私がきいていなかったんで、設置するという方向になったんでしょうかね。

○山賀会長 事務局お願いします。

○障がい福祉課介護給付係長 はい、お答えいたします。先ほど説明させていただきました運営事務局会議というところを編成いたしましたので、今回この全体会で出た意見、もしくは区で来ている意見を一回集約いたしまして今月より検討してどういう風に進めるかを示していきたいと思っております。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、竹田委員お願いします。

○竹田委員 西蒲区の竹田です。西蒲区の自立支援協議会では定期的に特別支援学校の、進路担当の先生と進路検討会というのを実施しているんですけれども、区でやっていないんですよね。西蒲原郡の時代からやっていて、区になっちゃったら尚更ダメで、新潟市全体での調整の枠組が絶対必要だろうと思って、確か前回の会議でも提案した

と思うんです。運営事務局会議が出来ますので全市に渡っての効果的な進路検討体制のシステム化をぜひ検討していただきたいと思います。この件に関してはぜひ先生方のご意見も伺いたいと思います。

○山賀会長 いかがでしょうか。はい、久保田委員お願いします。

○久保田委員 江南高等特別支援学校の久保田です。今のお話まさにぜひお願いしたいところであります。障がい福祉課の主導でサービス利用の申請期間設けていただいて、2月に調整会議というシステムに今なっているんですけども、やはり色々とそれだけでは調整が難しい部分がありまして、それから実際にサービス利用希望者がどのくらいいるのかというところや既存の施設でどのくらい受け入れが可能なのかというところが我々も独自で調査をして公開してきましたけれども、まだまだ不透明な部分が大いとい。ぜひ、もう一度多くの皆様のご意見をいただきながらそのシステムの再構築検討していただければありがたいと思っております。

○山賀会長 他にございますでしょうか。はい、じゃあ今ほどの件につきましては運営事務局会議でまたご検討いただければと思います。よろしくお願いします。他にご発言ありますでしょうか。

はい、ではないようですので、大変15分も予定よりも延長してしまいました。皆さんお疲れのことと思います、休憩もなしに大変恐れ入ります。それでは私が担当しておる議事についてはこれで終了をさせていただきます。ご協力いただきまして本当にありがとうございました。